

尾道糸崎港港湾脱炭素化推進協議会規約

（設置）

第1条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第五十条の三第一項の規定に基づき、尾道糸崎港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（目的）

第2条 協議会は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）の作成等に関し必要な協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
- （2）港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
- （3）港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること
- （4）その他目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、法第五十条の三第二項の規定に基づき、別表に掲げる構成員等によって構成するものとする。ただし、協議会が必要と認めたときは、構成員等を追加することができる。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 協議会の会長は事務局が推薦し、協議会の構成員の承認により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。
- 5 会長がやむを得ずその職務を遂行出来ない場合は、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- 6 協議会が必要と認めた場合、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。
- 7 構成員等は、やむを得ない理由により退会の必要が生じたときは、協議会の構成員の承認を得て退会することができる。

（会議）

第5条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に、協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。やむをえない理由により協議に応じられないときは、あらかじめその旨を会長に報告するものとする。
- 4 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(書面による会議)

第6条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(情報公開)

第7条 協議会は、構成員等の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。

2 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議の上、事務局が行う。

3 議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第8条 構成員等及び第5条第4項の規定に基づき協力等を求められた者は、協議会において知り得た情報(前条の規定により公開された議事次第、配付資料及び、議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(部会)

第9条 協議会は、特定の事項を処理するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する構成員等を招集し開催する。

3 第5条から前条までの規定は、部会について準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、広島県土木建築局港湾漁港整備課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この規約は、令和7年3月26日から施行する。

(第4条別表)

尾道糸崎港港湾脱炭素化推進協議会 構成員

(順不同)

役割	区分	企業名等
構成員	有識者	国立大学法人広島大学
	関係企業	尾道造船株式会社
		三菱重工業株式会社三原製作所
		メキシケムジャパン株式会社
		株式会社ひろしま港湾管理センター
	関係団体	中国地方港運協会尾三支部
		公益社団法人広島県トラック協会
		広島県旅客船協会
	関係行政機関	国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所
		広島県土木建築局
		三原市建設部
		尾道市産業部
		福山市建設局
オブザーバー	関係行政機関	経済産業省中国経済産業局
		国土交通省中国運輸局
		環境省中国四国地方環境事務所
		広島県環境県民局
		広島県商工労働局
		三原市生活環境部
		尾道市市民生活部
		福山市経済環境局